# 平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

- ■日時 平成27年7月31日(金)午前10時01分~午後0時10分
- ■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

#### ■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、 齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、谷川委員、寺島委員、野部委員、 藤倉委員、森川委員、守田委員、義江委員

#### ■議事内容

## 1 答申

- (1)「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」計画段階環境配慮書
  - ⇒ 配慮書における計画段階配慮事項の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定 並びに環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たって、全般的事項及び大気質 の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答 申文を全会一致で知事へ答申。
- (2)「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書
  - ⇒ 環境影響評価方法書における選定項目、調査手法等について、全般的事項及び 大気質の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき 旨の答申文を、全会一致で知事に答申。
- (3)「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価調査計画書
  - ⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申 文を、全会一致で知事へ答申。

## 2 諮問

「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

## 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

# 受 理 報 告

	区 分	対 象 事 業 名 称	受理年月日
1	環境影響評価書案	• 目黒清掃工場建替事業	平成27年6月25日
2	環境影響評価書	•(仮称) 竹芝地区開発計画	平成27年6月26日
3	事後調査報告書	・首都圏中央連絡道路(一般国道 20 号〜 埼玉県境間)建設事業(工事の完了後そ の1)	平成 27 年 7 月 21 日
		・(仮称) 大久保三丁目西地区開発事業(工事の施行中その1)	平成 27 年 7 月 17 日
		・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業 (工事の施行中その2)	平成 27 年 7 月 17 日
		・豊洲新市場建設事業(工事の施行中その4)	平成 27 年 7 月 21 日
		・東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋~虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業(工事の施行中その7)	平成 27 年 7 月 21 日
4	変 更 届	<ul><li>西品川一丁目地区再開発事業</li></ul>	平成 27 年 7 月 21 日
		・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所 沢線(府中市武蔵台〜国分寺市東戸倉 間)建設事業	平成 27 年 7 月 21 日
		・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業	平成 27 年 7 月 21 日
5	着 工 届 (事後調査計画書)	•(仮称) 竹芝地区開発計画	平成 27 年 7 月 13 日
6 完	了   届	<ul><li>・二子玉川東地区第一種市街地再開発事業 及び東京都市計画道路幹線街路補助線 街路第125号線建設事業</li></ul>	平成 27 年 6 月 19 日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

速 記 録

平成27年7月31日 (金)

都庁第二本庁舎10階 207·208会議室

# (午前10時01分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから始めさせて いただきたいと思います。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち、16名の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

また、齋藤委員につきましては、御出席との連絡をいただいておりますが、ちょっと遅れている模様のようです。

それでは、平成27年度第4回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 総会の開催に先立ちまして、委員の交代がございましたので、御報告をさせていただきま す。

このたび、一身上の御都合ということで、第二部会で「廃棄物」を担当していただいておりました羽染委員が7月15日付で、この審議会の委員を退任されました。

そのため、新たに第二部会の「廃棄物」の御担当ということで、池本久利委員に就任して いただきましたので、御紹介させていただきます。

池本委員、一言お願いいたします。

○池本委員 ただいま御紹介に預かりました日本環境衛生センターの池本でございます。

今、片谷先生よりお話のありましたとおり、第二部会の廃棄物を担当させていただいた当センターの羽染が所内の事情で継続できないこととなってしまいましたので、後任として務めさせていただきたいと思っております。

精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、早速会議に入りますが、その前に、事務局から報告がありましたとおり、本日は、 傍聴を希望する方がお見えになっていますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関す る要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を「30名」程度とす ることにさせていただきます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

# (傍聴人入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、暑い中、大変お疲れさまです。

傍聴を希望される案件の審議が終了いたしましたら、その時点で、途中で退室されても結構でございます。

御協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、ただいまから平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会を開催いたします。 本日の会議でございますが、次第にございますように、答申3件に係る審議を行いました後、 諮問1件と受理報告を受けるという予定となっております。

では、1件目、「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」の計画段階環境配慮書の答申に係る審議を行います。この案件は、環境影響評価法の法対象のアセスということになります。

この案件につきましては、第二部会で審議をしていただきましたので、その結果について、 平手第二部会長から報告をしていただくことにいたします。

よろしくお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 資料1、本日の資料の1ページ、こちらを読み上げさせていただきます。

平成27年7月31日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 平 手 小太郎

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」計画段階環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。 別紙は2ページになります。

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」計画段階環境配慮書について

## 第1 審議経過

本審議会では、平成27年6月11日に「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」に係る計画

段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、関係地方公共団体の長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページのとおりです。

# 第2 審議結果

環境影響評価方法書(以下「方法書」という)以降の図書の作成に当たっては、以下に 掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

#### 【全体的事項】

本事業は、電力の小売りが全面的に自由化され、電気の購入先を自由に選択することができるようになることから、これに対応すべく、安価で環境負荷が少ない電気を安定供給することを目的とし、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備(約55万kW×2機(3・4号機))を増設するものである。

事業実施想定区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、この区域面積は、 約27万4,400㎡である。また、事業実施想定区域である川崎市は、大気汚染防止法に基づく 窒素酸化物の総量規制地域となっている。

本事業の事業実施想定区域においては、重要な種のカワウ及びコチドリの生息が確認されていることから、施設の存在に伴う生息環境への影響が考えられるとともに、周辺には 眺望点が存在しており、施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響も考えられる。

更に、二酸化炭素排出量が大きい火力発電所については、国の二酸化炭素削減の目標・ 計画と整合性があることも必要である。

以上のことを踏まえ、方法書以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要である。

3ページに行きます。

#### 【個別事項】

## (大気質)

微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が低く、 その生成機構も複雑であることから、大気環境の改善における残された大きな課題となっ ている。

本配慮書の計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価結果においては、PM2.5及び光

化学オキシダントに関する記述はないが、その原因物質となる窒素酸化物を排出すること から、方法書段階において、その取扱いについて記述すること。

## 第3 その他

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地域特性、地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うこと。

また、選定した計画段階配慮事項のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、 予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反 映させること。

#### 以上です。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」に係る計画段階環境配慮書は、平成27年6月11 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、神奈川県川崎市において、電力小売りの全面自由化に対応するため、天然ガス火力発電設備を増設するものです。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

まず、【全般的事項】の内容ですが、事業実施想定区域である川崎市は、大気汚染防止法 に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっています。

また、二酸化炭素排出量が大きい火力発電所については、国の二酸化炭素排出削減の目標・ 計画と整合性があることが必要です。

このことを踏まえ、方法書以降の図書に作成に当たっては、適切な方法を選択するとともに、環境への影響を回避・低減することが重要です。

次に、【個別事項】の意見です。

【大気質】ですが、PM2.5及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が低く、 大気環境の改善における残された大きな課題となっています。

本配慮書では、PM2.5や光化学オキシダントに関する既存資料は整理されているのですが、 計画段階配慮事項のところに、何の記載もないようですので、方法書段階において、その取 扱いについて記述するよう求めるものです。

本配慮書に対しまして、関係区長である品川区長及び大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここ

に指摘する事項に配慮して環境影響方法書を作成するよう求める次第でございます。 以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ただいま報告していただきました案件につきまして、何か御質問や御意 見がありましたら承ります。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 ちょっと文言に関することかもしれないのですが、2ページの全般的事項の2番目のパラグラフの生物に対する影響のところなのですが、上から3行目、「施設の存在に伴う生息環境への影響が考えられるとともに、周辺には眺望点が存在しており、施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響が考えられる」というのは、これは主語がこれらの上のカワウやコチドリの鳥類についての眺望点、それから鳥類にとっての施設の存在に伴う眺望景観への影響だと思うのですが、このことを踏まえるのと、鳥にとっての眺望景観という言い方はちょっと生物をしているものについては、ちょっと景観というのはランドスケープという意味がありますので、ちょっと抵抗があるという気がいたします。

ですから、もう少し正確にというか、間違いがないためには、3行目のところに周辺にはこれら鳥類への眺望点が存在しており、施設の存在に伴う鳥類にとっての視野を阻害するとか、 視野を狭める、ちょっといい言葉があります。何かそういうほうが望ましいかなと思いました。細かいことです。

- ○片谷審議会会長 事務局、いかがですか。
- ○佐藤アセスメント担当課長 今の全般的事項の第3段落目の部分なのですが、確かに影響が考えられるとともに、周辺には眺望地点が存在しておりとつながっているのですが、実はここは「ともに」の部分で、文章が完全に終わっている形になります。

ですので、この眺望地点は、鳥に対する眺望地点ではなくて、地域の眺望地点という意味で使っております。

- ○小堀委員 ではいいです。
- ○佐藤アセスメント担当課長 そうですね。確かにこの文章はつながっておりますので、主語を考えると、鳥たちの眺望地点でとられてしまいますので、ですので、施設の存在に伴う影響が考えられる、また周辺にはという形で完全に文章を切ります。
- ○小堀委員 分かりました。
- ○佐藤アセスメント担当課長 では済みません。今の部分ですが、本事業の事業実施想定区域においては、重要な種のカワウ及びコチドリの生息が確認されていることから、施設の存

在に伴う生息環境への影響は考えられる。一旦文章を切ります。また、周辺には眺望地点が存在しており、施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響も考えられると修文させていただきます。

○片谷審議会会長 では、2つの文に分けるという対応をするということで、特に御異論はないですね。

ほかにいかがでしょうか。

若干ちょっと補足をしておいたほうがいいかなと思うのは、この案件は、対象地域は神奈川県でありまして、東京都ではないわけですけれども、こういう法対象アセスで東京都にかなり近接しているところに事業が発生しますと、また特に大気汚染のようにある程度距離の離れたところまで影響が及ぶことがあり得ますので、東京都においても審議をするというのがルールになっているということですので、何で神奈川県に存在する事業の計画を東京都で審議するのだという疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう決まりになっているということですので、その点、御理解いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

# (「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、特に御発言がないようでございますので、先ほどの文の修正を加えるということでほかは案のとおりということで審議会の答申とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、この先ほどの1点の修正だけで、あとは案のとおり答申するということにさせていただきます。

では、事務局から答申書の「かがみ」を配付してください。

(「かがみ」を配付)

- ○片谷審議会会長では、配付されました答申書を読み上げていただけますでしょうか。
- ○佐藤アセスメント担当課長 では、読み上げます。

27東環審第12号

平成27年7月31日

東京都知事

舛添 要一 殿

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」計画段階環境配慮書について(答申)

平成27年6月11日付27環総政第278号(諮問第445号)で諮問のあったこのことについて、当 審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、ただいま読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにいたします。では、2番目の審議に移ります。

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書(資料2)でございます。

こちらも法対象アセスでございまして、対象地域が神奈川県に存在するというのも先ほど の案件と同じ事情でございます。

この案件につきましては、第二部会で審議をしていただきました。その結果につきまして、 平手第二部会長から報告をしていただきますので、お願いいたします。

- ○平手第二部会長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。初めに部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。
- ○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の5ページ、資料2を読み上げさせていただきます。 平成27年7月31日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 平 手 小太郎

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は6ページになります。

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書について

## 第1 審議経過

本審議会では、平成27年3月27日に「JFE扇島火力発電所更新計画」に係る環境影響評価 方法書(以下「方法書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、 環境の保全の見地から意見を有する者及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 認められる地域を管轄する区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は8ページのとおりです。

#### 第2 審議結果

方法書における環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境 影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十 分配慮するよう意見を述べるべきである。

#### 【全般的事項】

本計画は、安定操業及び一層のエネルギー利用の高効率化を目的とし、現在のボイラー 焚き汽力発電方式 (13.5万kW) をコンバインドサイクル発電方式 (25万kW級) に更新する ものである。

対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区扇島に位置し、その区域面積は、約69万㎡ (内、本計画地は、約22,400㎡) である。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設(ガスタービン)を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受ける。

また、当該地域は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域に指定されている。

更に、都は「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)において、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率を100%に向上させ、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、都のみならず、事業者、国、周辺自治体等が連携し、窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)等の大気汚染物質をより一層削減していくことが求められる。

以上のことを踏まえ、準備書以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降

の図書において明らかにすることが重要である。

#### 【個別事項】

(大気質)

- 1 施設の稼働に伴うPM2.5については、前駆物質であるVOCの排出割合が塗装、乾燥施設と 比較すると相対的に小さいため評価項目として選定しないとしていることから、類似事例 を参照するなどして、その根拠を明らかにすること。
- 2 施設の稼働に伴う硫黄酸化物及び窒素酸化物の予測対象時期等として、発電所の運転が 定常状態となり、環境影響が最大となる時期とするとしているが、大気環境改善のために は、総排出量の削減が求められていることから、最大時のみならず、平均的な操業パター ンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすること。

#### 第3 その他

- 1 方法書で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、準備書において対応すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第83 条第1項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。

8ページが付表になります。

以上です。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について、御報告いたします。

「JFE扇島火力発電所更新計画」に係る環境影響評価方法書は、平成27年3月27日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、神奈川県川崎市において、製鉄所内で必要とする電力を賄うため、発電設備の更新を行うものです。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

まず、【全般的事項】の内容ですが、本事業では、製鉄所の副生ガスも使用することから、 窒素酸化物だけではなく、硫黄酸化物も規制対象となります。

また、都はPM2.5の環境基準達成率を向上させ、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロと する目標を掲げており、この目標を達成するためには、都のみならず、事業者、国、周辺自 治体等が連携し、窒素酸化物などの大気汚染物資をより一層削減していくことが求められています。

これらのことを踏まえ、準備書以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要です。

次に【個別事項】の内容ですが、【大気質】です。

施設の稼働に伴うPM2.5については、VOCの排出割合が塗装、乾燥施設などと比較すると相対的に小さいため、評価項目として選定しないとしていることから、類似事例を参照するなどして、その根拠を明らかにすることなどを求めるものなど2件でございます。

本配慮書に対しまして、関係区長である大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に配慮して環境影響評価準備書を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

ただいま報告していただきました内容につきまして、何か御質問や御意見がありましたら、 承ります。

よろしいでしょうか。

まだ、方法書の段階ですので、具体的な影響の予測・評価については、今後出てくるということですので、そんなに御意見が出てくる余地もないのかなと思いますが、神奈川県ではあるわけですけれども、距離は近いということで、火力ですので、当然、大気への影響というのが一番懸念されるところで、木村委員から幾つか御意見をいただいたものがここに反映されているということだと思います。

いかがですか。

少し私の個人的な見解を申し上げますけれども、今、やはり電力事情が、法律の改定もありまして、大分状況が変わってきておりまして、こういう特に先ほどの案件のような自由化 に伴う新しい発電所の設置というのは、当然出てまいります。

一方で、震災以来、東京電力の古い石炭火力発電所がたくさん稼働しているような状況も ありますので、新しい、特に天然ガスの火力発電所がつくられるのは、むしろ歓迎すべきこ とという面もあるというような状況で、かなり微妙な状況にあるということでございますの で、また、今後、準備書以降の審議のときに、あるいは先ほどの案件では、これから方法書 が出てまいりますけれども、今後の審議のとき、そういう微妙な条件のもとでの審議が必要 になるということで、委員の皆様にもその辺は認識しておいていただければと思っておりま す。

特に、御発言がないようでございますので、先ほど報告していただきました内容をもちま して、審議会の答申としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、御異論が出ておりませんので、そのようにさせていただきます。 では、答申書のかがみを事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

- ○片谷審議会会長 では、今、配付されましたかがみについて、読み上げていただけますで しょうか。
- ○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第13号

平成27年7月31日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会 会長 片谷 教孝

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書について(答申)

平成27年3月27日付26環都環第655号(諮問第441号)で諮問のあったこのことについて、当 審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

今、ただいま読み上げていただきましたとおり、知事に答申するということにさせていた だきます。

では、3番目の案件でございます。

「江東区有明北3-1地区開発計画」の環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。 この案件につきましては、第一部会で審議をしていただきましたので、その結果について、 町田第一部会長から報告をしていただきます。

○町田第一部会長 それでは、御報告させていただきます。

まず、資料3をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。 〇宇山アセスメント担当課長 それでは、9ページ、資料3を読み上げさせていただきます。 平成27年7月31日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会 第一部会長 町 田 信 夫

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。 10ページ、別紙でございます。

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価調査計画書について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成27年6月11日に「江東区有明北3-1地区開発計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

11ページに審議経過の記載がございます。

## 第2 審議結果

## 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地に近接して住宅や学校及び通学路等が存在するため、工事中及び供用後の走行 車両による大気汚染や騒音・振動の影響が懸念されることから、車両出入口及び走行ルートについては、これらの施設等に配慮し設定するとともに、その内容について、環境 影響評価書案において詳細に記載すること。

## 【騒音・振動】

工事完了後の駐車場利用車両の走行に伴う騒音の予測について、計画建築物内部にタワー式駐車場又は自走式駐車場を計画していることから、予測・評価しないとしている。

しかしながら、駐車場台数は街区合計で約3,940台と多く、また、計画建築物内部における走行経路など、具体的な駐車場計画が不明確であることから、これらを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

#### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成27年6月11日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、江東区有明二丁目に位置する約10.7haの敷地において、共同住宅、商業、ホテル等の建築物の新築及び駐車場の設置を行うものであり、対象事業の種類は、「住宅団地の新設」及び「自動車駐車場の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、御説明をいたします。

初めに、【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見でございます。

計画地に近接して住宅や学校及び通学路等が存在することから、車両の出入口及び走行ルートについて、これらの施設に配慮し設定するとともに、その内容について、評価書案において詳細に記載するよう求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】の意見でございます。

工事完了後の駐車場利用車両の走行に伴う騒音について、予測・評価しないとしておりますけれども、駐車場台数は3,940台と多く、また、計画建築物内部における走行経路など具体的な駐車場計画が不明確であることから、必要に応じて予測・評価を行うよう求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域区長である江東区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、ただいま報告していただきました内容につきましては、何か御質問や御意見がありましたら承ります。

先ほどの2件は法対象案件でございましたが、この3件目は条例対象でございますので、名 称が調査計画書と異なっておりますけれども、法でいうところの方法書に相当するものでご ざいます。

何か御意見等はございませんか。

では、特に御発言がございませんので、ただいま報告していただきました内容で審議会の 答申としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、特に御異論が出ておりませんので、この案のとおり答申とすることにさせていただきます。

では、答申書の「かがみ」を事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

- ○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただけますでしょうか。
- ○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第11号

平成27年7月31日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成27年6月11日付27環総政第271号(諮問第444号)で諮問があったこのことについて、当 審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただきましたとおりでございます。以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、今、読み上げていただきました内容で、知事に答申をすることにいたします。では、次は諮問でございます。

1件の諮問がございます。諮問案件について、事務局から提案をお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料、12ページ、資料4、こちらが諮問文でございます。 朗読いたします。

27環総政第363号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年7月31日

東京都知事 舛添要一

記

諮問第448号 「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案 以上です。

○片谷審議会会長 この「目黒清掃工場建替事業」の案件につきましては、第一部会に付託 をさせていただきますので、第一部会に御所属の委員の皆様は審議をよろしくお願いいたし ます。

では、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 皆様のお手元にありますこちらのオレンジ色の冊子、こちらが目黒清掃工場建替事業の評価書案でございます。

評価書案の1ページをご覧ください。

まず、事業者の名称ですが、東京二十三区清掃一部事務組合でございます。

事業の種類ですが、廃棄物処理施設の設置でございます。

表3-1「対象事業内容の概略」をご覧ください。

所在地ですが、目黒区三田二丁目19番43号。

敷地面積ですが、約2万9,000㎡でございます。

工事着工年度が平成29年度。

工事稼働年度が平成34年度を予定してございます。

処理能力、可燃ごみ1日当たり600tということで、300tの炉を2基設置いたします。

主な建物の高さですが、工場棟が約24m、管理棟約14m、煙突が約150mとなってございます。 15ページをご覧ください。

「事業の目的」でございます。

東京二十三区清掃一部事務組合、この説明では「清掃一組」と言わせていただきます。この「一般廃棄物処理基本計画」これは平成27年2月に改定してございます。循環型ごみ処理システムの推進に向け、効率的で安定した中間処理体制を確保するため、計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替を進めることとしていると。

本事業は、この計画に基づきまして、循環型ごみ処理システムを推進するため、施設整備の一環として、目黒清掃工場を建て替えるものでございます。

16ページをご覧ください。

「対象事業の位置」でございます。

計画地は目黒区三田に位置しておりまして、計画地の西側に南北に環状六号線、山手通り、南側に東西に目黒通りが通ってございます。

17ページ、こちらが航空写真でございます。

19ページをご覧ください。

「施設計画」ですが、既存及び建替え後の施設概要について、表6.2-1、6.2-2に示すとおりでございます。

まず、工場棟ですが既存、建替え後を比べてみますと、高さが約27mから約24mに低くなってございます。

また、地下部の深さですが、約-10mから約-20mと深くなってございます。

煙突の高さは約150mということで同じでございます。

既存及び建替え後の施設概要の建築面積ですけれども、工場棟が建替え後、約9,700㎡ということで、約2,500㎡増えてございます。

管理棟が建替え後、約1,450m2ということで、850m2増えていると。

付属施設ですが、既存、約700㎡が約100㎡ということで、600㎡ほど減ってございます。

評価書案の21ページと22ページが、現在の工場、それと建替え後の工場の施設図になって ございますけれども、こちらを見ていただくと分かるのですが、建替え後につきましては、 計量棟の部分が相当小さくなっておりまして、計量棟が工場棟の中に入ってございます。

そのため、付属施設が-600㎡ということでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

新しくできる工場の計画図ですけれども、こちらの工場敷地の南東側、こちらに青い色で 塗ってある部分に覆蓋があるのですけれども、こちらは工場のプラットフォーム付近に設置 しまして、工場からの防音、それと防臭の対策の役目を果たしてございます。

20ページをご覧ください。

「建替事業の工程」ですけれども、平成29年度に解体前の清掃を行いまして、それが終わりました平成29年度から解体建設工事を行いまして、平成34年度まで工事を行う予定でございます。

23ページをご覧ください。

工場の平面図、断面図でございます。こちらですが、右側が南東側、左側が北西側になってございます。

24ページ、25ページが工場の計画立面図でございます。

26ページが完成予想図になってございます。こちらは南東側から見た様子でございます。 27ページ、表6.2-4(1)「設備概要」をご覧ください。

既存と建替え後を比べてみますと、規模はほぼ同じ状況でございます。

29ページをご覧ください。

清掃工場にごみを受け入れてからのフロー図でございます。

こちら30ページに処理フローの模式図がありますので、こちらをご覧いただければと思います。

こちらは緑色がごみの流れになっておりまして、プラットホームからごみバンカのほうに 入れられまして、ごみクレーンによりまして、すくいあげて、焼却炉のほうに運ぶという流 れでございます。 赤がガスの流れ、水色が空気の流れということで、こちらが焼却炉の概要でございます。 31ページがプラント設備の概略になります。

30ページの模式図の説明でございます。

まず、「給じん設備」でございますけれども、ごみを清掃工場に受け入れて、一時的に貯留するための設備としまして、プラットホーム、ごみバンカがございまして、さらに焼却炉にごみを供給する設備としましては、ごみクレーン等がございます。

ごみバンカですが、こちらは4日分以上のごみを貯留できる容積でございます。

また、ごみバンカゲート、それとプラットホームの出入口の扉、それをエアカーテンによりまして、臭気の流出を防いでございます。

臭気につきましては、焼却炉内において高温で熱分解して、脱臭をするというシステムで ございます。

「ボイラ設備・発電設備」についてですが、ごみ焼却により発生します燃焼ガスの排熱、これを蒸気として回収しまして、所定の温度まで冷却します。

回収しました蒸気につきましては、蒸気タービン発電による発電を行うほか、場内の給湯、 また近隣の公共施設に熱源として供給する予定でございます。

32ページをご覧ください。

「灰搬出設備」についてですが、焼却炉で焼却処理しました際に発生する灰ですが、こちらが主灰と飛灰とに分けられます。

飛灰処理汚泥につきましては、中央防波堤外側埋立処分場、それと新海面処分場、こちらに搬出しまして、埋立処分を行います。

また、主灰につきましては、埋立処分するもののほかに、民間のセメント工場に搬出しまして、セメント原料化ということで、埋立量の減量化に努めるという状況でございます。

33ページ、「エネルギー計画」です。

建替え後の施設で使用しますエネルギーですが、こちらは電力と都市ガスを予定してございます。

それぞれの使用量ですけれども、電力が約2,957万kWh/年。ガスが約5万㎡/年でございます。 ごみ焼却により発生します熱エネルギーを利用しまして、発電それと高温水による場外公 共施設への熱供給を行う予定でございます。

また、この施設ですが、太陽光発電も行う予定でありまして、その計画値は6.5万kWh/年を 予定してございます。 34ページをご覧ください。

「緑化計画」でございます。

建替え後の施設ですけれども、既存施設と同様に、計画地内側の北東側に緩衝緑地、こちらが一般の方にオープンされている公園的なものでございます。

それと、計画地境界部に緑を配置する予定でございます。

また、新たに屋上緑化、壁面緑化を積極的に行い、可能な限り緑化に努める予定でございます。

また、計画地の緑化につきましては、既存樹木を、今も結構木が植えてありますので、これを可能な限り保全する。また、目黒川沿いの緑の軸との調和、地域住民の憩いの場として活用されるような緑地の形成を目指すというものでございます。

36ページをご覧ください。

こちらが工事工程の概要でございます。

平成29年度煙突内の清掃等が終わった後、準備工を平成29年度行いまして、その後、平成29年度途中から平成32年度にかけまして、解体工事・土工事を行います。

平成32年度からく体・プラント工事を行いまして、最後、外構工事が平成33年度から平成34年度にかけて。平成34年度から試運転を行う予定でございます。

59ページ、「環境影響評価の項目」をご覧ください。

「選定した項目」ですが、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの12項目でございます。

61ページをご覧ください。

「選定した理由」でございます。

「大気汚染」、「工事の施行中」ですが、建設機械の稼働、それと工事用車両の走行に伴 う影響が考えられることから、予測・評価項目として選定してございます。

評価項目ですけれども、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮しまして、浮遊粒子状 物質と二酸化窒素としてございます。

「工事の完了後」ですが、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行によります影響が考えられることから予測・評価項目として選定してございます。

次の「悪臭」ですが、施設の稼働に伴う煙突、ごみバンカを発生源とします悪臭の拡散により、周辺環境の影響が考えられることから、予測・評価項目として選定してございます。

62ページ、「土壌汚染」についてです。

工事の施行中におきまして、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外に搬出される。 このため、土壌の取り扱いに慎重を期すため、土壌汚染の項目を選定してございます。

これは前にも御説明しましたが、下の部分にありますが、緩衝緑地北東部地下2.5mに既存の目黒清掃工場建設時に確認されました汚染土壌がコンクリート槽内に薬剤処理で安定化されて、封じ込めがされてございます。

本緑化計画におきまして、緩衝緑地の部分を整備いたしますけれども、それは地中部については行いませんので、特に、今回、埋設されておりますこの封じ込め槽、これについては手を加えませんので、今回の予測・評価の対象とはしてございません。

地盤、水循環とその他の項目の選定した理由につきましては、63ページ、64ページに記載のとおりでございます。

水質汚濁、地形・地質等の項目を選定しなかった理由ですが、65ページ、66ページにある とおりでございます。

概要の説明は以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

従来、こういう諮問の時点では、特に御質問等をお受けすることはしてこなかったのですけれども、これは第一部会の審議案件になりますが、第二部会の御所属の委員は次の答申の審議のときまで発言をしていただく機会がございませんので、もし、何かこの時点で確認しておきたいというようなことがありましたら、もちろん、第一部会御所属の委員の方も含めまして、御質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 ちょっと教えていただきたいのですが、この事業は東京都の環境確保条例の段階の2になるのか、3になるのか、必要な緑地面積の算定の方法なのですが、評価基準の段階2と3の2つの例が基準として挙がっていますが、どちらが適用されるのですか。

緑地面積0.2を掛けたほうなのか、0.3を掛けたほうが適用されるのか。35ページです。

35ページの表6.2-6の一番最後ですね。東京都環境確保条例の建築物環境配慮指針、段階2と3と2つが並列してあるのですが、この案件はどちらが適用対象になるのでしょうか。

○片谷審議会会長 もしすぐに回答いただけないようでしたら、小堀委員、第一部会に御所属ですので、次の審議のときまでに確認をしておいていただくということでお願いします。

- ○小堀委員 結構です。
- ○片谷審議会会長 ほかに。

義江委員、どうぞ。

○義江委員 この新しい清掃工場が既設の清掃工場と比べて、どれぐらい環境性能が向上しているかということがこの中には余り書いていないような気がしましたので、部会のときにでも教えていただければと思います。

例えば、汚染物質の排出量がどれぐらい既設のものに比べて少なくなっているのかとか。 以上です。

- ○片谷審議会会長 これは項目別審議が始まるまでの間に、そういう情報を事務局で事業者 からもらっておいて、項目別審議のときに提供できるようにしていただけますか。
- ○佐藤アセスメント担当課長 この案件につきましては、今後、具体的な設計とかが進んで 行くと思いますので、部会等に間に合うような形で情報をとっていきたいと思います。
- ○片谷審議会会長 ほかよろしいですか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 総会であるということで、会長もいらっしゃるということで、ちょっとお話し したいのですけれども、いつも清掃工場の問題で、煙突高は大抵150mぐらいあって、有効煙 突高を考えるともう少し高いのですけれども、今回の場合、多分、現状でもそうだと思うの ですけれども、割と高層ビルが周辺にありますよね。

清掃工場ができた後も、その高いビルができる可能性があって、そうなったときに、距離があれば、そのそれなりに瞬間的には高い濃度が来るけれども、統計的には低くなるかもしれない。だけれども、それがどのぐらいその影響があるかどうか、住民にとってそこに恒常的に住む人、あるいはオフィスがあったとして、それが影響があるのかどうかということをどこかでチェックしておいたほうがいいのではないかと。

- 一番簡単には、時間単位ぐらいで予測して、どのぐらいの頻度でどのぐらいの濃度がくるかという概算を見積もって、その数字でもうちょっと深く調べないといけないかどうかということを判断してはどうかということで、どれか1つの案件でその辺をしていただければ見当がつくのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。
- ○片谷審議会会長 事務局で何か、今、御回答いただけることはありますか。
- ○佐藤アセスメント担当課長 現状の工場につきましても、これは地域住民の方への定期的な連絡会がございますので、毎年測定した結果、当然、工場の敷地周辺、定点とで出した結

果については情報提供していると思います。それがちょっと、今、木村委員のおっしゃった高層ビルへの影響として行っているかどうか分からないのですけれども、定期的な、当然、現状の状況はさすがに清掃工場は地域の中に溶け込むためには相当情報を提供しないとなかなか受け入れられない。新工場をつくるに当たっても、同じ状況ですから、その辺のデータを示しながら、今、説明しているのも、当然、現状より悪くなるという説明は一切しておりませんので、その辺のところで、多分、現状より煙突の高さは変わりませんので、比較的ここ、そんな超高層のマンションはないのですが、やはり10階建てぐらいのマンション等はありますので、それの影響等については、多分、ちょっと私のほうでまだ情報を把握しておりませんけれども、情報提供していると思われます。

本日の目黒清掃工場の資料編の123ページをご覧いただきたいのですけれども、一応これは 大気汚染の資料になりますが、一応、こういう形で上方に拡散する煙の例、水平あと下方に ということで、一応全体的な、この辺写真を見ますと、高層ビル等もありますので、こうい う形で影響等は考慮している模様です。

ちょっと具体的なこれについての説明を受けておりませんので、この辺については、引き 続きまた情報をとっていきたいと思います。

○片谷審議会会長 そうですね。やはり、年平均では低くなっても、ある時間帯に関しては もろに直撃するというような可能性がありますので、かつて神奈川県の案件でも、清掃工場 の100mぐらいのところに煙突と同じぐらいの高さのマンションがあって、直撃が懸念されて それに対応していただいた例もありますので、できるだけこういう詳しい情報を、これは風 洞実験をされているようですから、情報をほかにも、木村委員の御指摘は、ほかの案件にも 参考になるように情報を残したいという御指摘だと思いますので、事務局もそこを意識して やっていただくようにお願いします。

ほかよろしいしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 済みません。事業計画に関係して、もし分かればということで結構なのですけれども、現状の施設が、実績として日何tぐらい搬入されていて、それが工事が要するにでき上がるまでの間は、別の施設で燃やすと思うのですけれども、実際にはどの辺に持っていかれるのかということと、27ページにある設備計画で、建替え後も同じ規模を一応整備することになっていて、もちろんごみ処理施設は災害も含めて余裕を持って設計していると思うのですが、一般廃棄物処理基本計画の問題になるかとは思うのですけれども、もう少し規模を、

リサイクル排出抑制等によって、縮小ができなかったのかという点について、何か情報があれば参考までに教えてください。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、こちらの目黒清掃工場が止まっている間のごみの搬入 先ですが、渋谷清掃工場等を中心に考えていると聞いております。

あと、現在の稼働状況ですが、600tに対しまして、大体年間で80%ぐらいの稼働が現状のようです。

施設のスケールダウン等につきましては、全体的に一組のほうで考えているのですが、大田清掃工場は、当初、1,200tだったところをスケールダウンして、今、600tということで見直しております。それでやはり大きいところについてスケールダウンしている部分がありますが、目黒清掃工場につきましては、住民説明でも言っているのですが、やはり近隣の工場が止まったときのバッファー等の意味合いも含めて、現在と同じ600tにするという説明を受けております。

- ○片谷審議会会長 平手第二部会長、どうぞ。
- ○平手委員 ちょっと景観という立場でお聞きしたいのですが、現在、モンタージュの写真 で、煙突の部分は、やはりかなり景観的には大きなファクターがあるので、ちょっと注意し たいのですけれども、モンタージュ写真で要するに高さはほとんど変わらないと。

色については、何も情報がないのか、それともまだ要するに検討中なのか、それともこの 形の何か要するにのっぺりとした白に近い色で塗られるのか、そのあたりの情報がなくて、 もし現在は上部のところにちょっと青い帯が塗ってあるような形になっていますけれども、 そのあたりの状況はどういうことなのか、ちょっとお聞かせ願えれば。

○佐藤アセスメント担当課長 具体的な壁面の色等については、まだ聞いておりません。 多分、今後、今、住民等の協議をやっておりますので、その中で具体化されていくのかな と。

あと、先ほども御説明しましたできる限り壁面緑化を採用していくということですので、 当初は壁の色は残りますけれども、時間がたってくると、そこが全部緑に変わってくると。

- ○平手委員 煙突の部分ではないですよね。
- ○佐藤アセスメント担当課長 煙突の色の部分ですか。
- ○平手委員 はい。
- ○佐藤アセスメント担当課長 煙突の色については、具体的にまだ全然聞いておりません。
- ○平手委員ですから、なるべくそれを早い段階で要するにその審議の中で出てきたほうが

いいと思うので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

- ○佐藤アセスメント担当課長 この煙突の色につきましても、多分、定期的な住民との協議 会の中で、住民意見等を反映しながら、今後、決めていくと考えております。
- ○片谷審議会会長 では、第一部会での審議の中でも、平手第二部会長からの意見も考慮しながら審議をしていただくようにお願いいたします。

ちょっとこれだけに余り時間を使うわけにまいりませんので、ここまでにさせていただい て、では、この後は受理関係の報告を受けることにいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

本日の資料の13ページ、資料5をご覧ください。

環境影響評価書案1件、環境影響評価書1件、事後調査報告書5件、変更届3件、着工届1件、 完了届1件を受理しております。

受理報告につきましては、担当のほうから御説明させていただきたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、13ページの一番上の目黒清掃工場につきましては、 今、御説明させていただきましたので、その次の2番ですね、環境影響評価書ということで、 お手元の薄い黄緑の冊子、今回、知事の審査意見書を踏まえて、環境影響評価書を作成いた しましたので、その御説明をさせていただきたいと思います。

14ページに「(仮称)竹芝地区開発計画」の審査意見書と評価書へ反映させた内容ということで表をつくってございます。

14ページは「大気汚染」からですね。

「大気汚染」につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染について、環境基準も超えていることから、保全措置を徹底してくださいという意見に対しまして、本編の119ページにございますけれども、建設機械の効率的な稼働に努めるですとか、良質な燃料を使うですとか、それからいろいろ保全措置をたくさん記載してありますけれども、そういったことを朝礼等の機会をとらえて作業員に周知徹底するといった記載が追加されてございます。

続きまして、「騒音・振動」、2つございますけれども、まず1番目、こちらも工事用車両につきまして、既に環境基準を超過しているところもあるので、より一層保全措置を検討してくださいという意見に対しまして、回答としては169ページに追記されておりまして、作業員については、自家用車で来るのではなくて、公共交通機関の利用促進をするですとか、あとは計画地周辺につきましては、徐行運転を徹底するですとか、そういったことが追記をさ

れてございます。

それから、2番目の意見が、ちょっと難しい意見ではございましたけれども、工事用車両の 予測に当たって、こちらはちょっと評価書の143ページをご覧いただきたいのですけれども、 評価書の143ページに工事用車両の騒音・振動の予測地点がございまして、そのうち、計画地 の北東側のNo.3、それから南東側のNo.4、南西側のNo.5、この3地点が計画地のちょうど西側に 海岸通りというのと、その海岸通りの上に首都高の1号羽田線がございまして、かなり交通量 が多くて、こちらの交通量による騒音の影響を大きく受けているということで、この№3、№ 4、№5の前の交通量だけで計算をすると、正確な予測ができないということで、当初は評価 書案においては、この幹線道路の騒音について、暗騒音のLgsという確率から用いた数字なの ですけれども、それを用いていたのですけれども、そうではなくて、委員の先生の指摘を踏 まえまして、そうではなくて、実際の交通量が分かりますので、その実際の交通量を用いて、 このNo.3、No.4、No.5に与える影響を計算で出して、さらにNo.3、No.4、No.5の交通量から出る騒 音と足し合わせて予測をするという形にしてくださいという意見につきましては、こちらは 今度は167ページと168ページに内容がございますけれども、つくりは同じですので、騒音の ほうで説明させていただきますと、167ページの表に上の表に、まず、「①現況実測値」とあ りますけれども、これに対しまして、下の表の⑥⑦ということで、こちらが首都高と海岸通 りによる実際の交通量をベースに算出した予測計算値を出しまして、それの2番と3番が当該 No.3、No.4、No.5の交通量をベースにした予測計算値なのですけれども、これと足し合わせて差 分を求めて現況実測値に足し合わせるというやり方で、こちらの審査意見書の内容に沿って やっていただいた結果、結果としては、差分を求めるということもありますので、結果的に は0.1dBとか多くても0.2dBとか0.3dBとかぐらいしか大きな違いはなかったので、評価の結論 に変わりはないのですけれども、より正確な予測になったのではないかと考えてございます。 それでは、本日の資料15ページにお戻りいただきまして、こちらは「電波障害」ですね。 こちらは、遮蔽障害の予測範囲について、広域局と県域局の障害地域を同一と予測していた のですけれども、送信状況が異なりますことから、間違っているのではないかということで、 必要に応じて予測・評価の見直しを行うことという意見をつけまして、これに対しまして、 こちらも評価書の202ページをご覧いただきますと、こちらは予測範囲ということで、ちょっ とこれも見づらいのですけれども、緑と黄色でもともとは広域局も全て県域局の範囲におさ まるということで、県域局しかイメージがなかったのですけれども、今回、広域局と県域局 で分けて記載をしたということで、こちらをベースに予測・評価も見直してございます。

それから、最後、本日の資料の15ページにお戻りいただきまして、「景観」でございますけれども、こちらの竹芝の開発計画に合わせまして、関連事業として歩行者デッキが計画されているのですけれども、そちらの歩行者デッキにつきましては、庭園の緑との調和や道路景観にも配慮した緑化計画となるよう検討することという意見をつけたことに対しまして、評価書におきましては、歩行者デッキを含めた竹芝通り沿いの緑化計画については、旧芝離宮恩賜庭園から本計画地へつながる立体的に緑化空間の形成を目標として、今後、道路管理者との協議において検討することを追記したということで、こちらはデッキ自体は道路管理者である港区の所有管理になりますので、事業者だけではできないということで、ただ、こちらについては、こういった意見を踏まえまして、今後、道路管理者と協議をしていくということを追記してございます。

「(仮称)竹芝地区開発計画」の評価書につきましては、以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きましては、事後調査報告をいたします。

16ページをご覧ください。

「首都圏中央連絡道路(一般国道20号~埼玉県境間)建設事業」の事後調査報告書です。 「事業の種類」ですが、道路の新設ということです。

「規模」ですが、延長が約22.5kmということで、長くなっております。

工事期間ですが、平成5年12月から平成24年3月。供用が平成24年3月に行われております。 「事後調査の区分」ですが、工事の完了後その1ということで、工事が完了してから1年の 時点での調査報告でございます。

「大気汚染」についてですけれども、一酸化炭素についてですが、これは予測を下回って ございます。

二酸化窒素または二酸化硫黄につきましても、いずれの地点でも予測を下回ってございます。

「騒音」ですが、騒音レベルの中央値、これは予測した時点が昭和の時代ということで、 基準が古い基準になっておりまして、中央値 $L_{A50}$ になっております。現在は等価騒音レベル $L_{Aeq}$ なので、参考でそちらも調べておりますが、一応、予測・評価は $L_{A50}$ で行ってございます。

騒音レベル中央値ですが、朝が46dB~65dB、昼が47dB~67dB、夕方45dB~64dB、夜間が39dB~62dBということで、こちらは予測結果を上回った地点もございました。

予測地点を上回った地点ですが、事後調査報告書、こちらのクリーム色の厚い冊子が事後 調査報告書になっているのですけれども、こちらの77ページの図7.2-2(1)をご覧ください。 77ページの上の図になりますけれども、緑が圏央道、オレンジ色の道路が国道ですけれども、予測の時点、これは評価書ができておりますのが、昭和63年ですが、その当時ですけれども、その当時には一般国道20号、八王子南バイパス、これが計画されておりませんで、予測に入っておりません。

実際、20年以上たちまして、圏央道が完成したときには、一般国道、それと八王子南バイパス、これができておりまして、この辺の騒音の影響で予測を上回ったと考えてございます。

続きまして、「振動」ですが、振動レベルにつきましては、最大値が昼、夜間とも25dB未満~53dBということで、こちらは20地点中、19地点で予測を下回っております。

1地点だけちょっと予測を上回ったのですけれども、こちらも113ページをご覧ください。 113ページにあります表のNo.18、今寺、これが予測46dBに対して事後調査が53dBということ で、予測を超えてございます。

報告書の108ページの図をご覧いただきたいのですが、108ページ、図7.3-2 (16)、下の図でございます。こちらがNo.18、今寺なのですけれども、緑が圏央道、オレンジ色が国道等ということで、圏央道の上のところ、北側に物見塚通りという通りがあるのですけれども、実はこれは市道になっております。こちらなのですけれども、あまり大型車両が通ることを想定していない道路なのですけれども、実はこの道路なのですが、111ページの表7.3-3をを見ていただきたいのですけれども、No.18、今寺、物見塚通りなのですが、自動車の交通量が1万2,597台、大型車の混入率が6.1%ということで、結構大型車が走っております。これは一般市道ということで、余り大型車の走行を想定しておりませんので、どうもこの道路の振動が影響して予測を上回ったのではないかと考えてございます。

続きまして、本日の資料17ページ、「陸上植物」について御説明いたします。

緑の量ですが、予測と比べまして、0.0ha~4.1ha増加ということでございます。また、注目すべき植物種がサトメシダなどが確認されているのですが、こちらについては工事後も確認されているということで変わってございません。

また、生育環境の変化についてですけれども、夜間照明、こちらを工夫したり、外来植物の侵入、それと道路利用者に対する普及啓発、そういうものを行いまして軽減されていると考えてございます。

「陸上動物」についてですが、こちらは注目される動物としまして、両生類、こちらはカジカガエル、トウキョウサンショウウオ、こういうものが確認されているのですが、こちらについても、工事後についても確認されているということで、特に影響は見られないと考え

てございます。

「日照阻害」についてですけれども、報告書の164ページをご覧ください。

図7.8-2(1)、こちらが等時間日影図ですが、上が予測、下が調査結果です。

予測ですが、青い部分が圏央道なのですが、その下のピンクというか、肌色ですか、この部分が日影地点ということで、大体3時間未満を予測していたのですが、事後調査では、緑の部分、こちらが日影が生じる範囲が3時間から4時間未満ということで、4時間の部分が今回、増加しているという状況でございます。

ただ、こちらは第一種住専ということで、法規制が4時間未満なのですけれども、一応それ を評価の手法としているのですが、それを満たす範囲内であったという結果でございます。

続きまして、景観についてですけれども、地域景観の特性の変化ということで、報告書の 179ページをご覧ください。

こちらの写真を見ていただきたいのですが、上が予測、下が事後調査結果ということで、 これは道路の桁の厚さをできるだけ薄くすること、また遮音壁を透光板にしたことによりま して、地域に対する圧迫感は軽減されていると考えてございます。

また、代表的な眺望地点からの眺望ということで、180ページを見ていただきたいのですが、トラス部材の色彩につきましては、四季を通じて自然景観と調和する「落葉広葉樹の幹の色」、これにしたことで、地域に溶け込んだ景観となっていると考えてございます。

同じように橋等につきましては、181ページ、182ページとほかの部分についても同じように、「落葉広葉樹の幹の色」にすることによって、地域景観への溶け込みを行ってございます。

「史跡・文化財」についてですが、八王子城跡等につきまして、工事前と比べまして、損傷もなく問題がないという結果でございます。

苦情なのですけれども、騒音・振動に関する苦情が1件ございました。

報告書の16ページをご覧いただきたいのですけれども、こちらが工事箇所なのですが、一 応、防音壁に隙間が一部あったということで、ここからちょっと音が漏れていて、うるさい という苦情があったのですが、ここにつきましては、ジョイント部分の補修をしまして、隙 間を埋めることによって、音が小さくなって、苦情者の方の理解を得られたという状況でご ざいます。

圏央道については以上でございます。

続きまして、18ページ、「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」についてです。

こちらですが、高層建築物の新築になります。

計画地ですが、新宿区大久保三丁目でございます。

こちら建物の高さが、約160m。

工事予定期間ですが、平成22年度から平成28年度ということで、工期が約43ヶ月でございます。

こちらのビルなのですけれども、東日本大震災の後、耐震設計の見直しを行った関係で、 工事期間が長くなってございます。

「事後調査の区分」ですが、工事の施行中その1ということで、第1回目の事後調査でございます。

「大気汚染」についてですけれども、建設機械の稼働に伴います二酸化窒素及び浮遊粒子 状物質ですが、こちらにつきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、いずれも予測を下回 ってございます。

予測を下回った理由ですけれども、工事工程の平準化、それと建設機械の効率化等によりまして、建設機械の稼働台数、これが予測では41台だったものが22台に減少しております。 その関係で下回ったと考えてございます。

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素ですけれども、こちらも事後調査結果の予測を下回ってございます。こちらの下回った理由ですが、こちらは工事用車両の平準化、それと資材の運搬工程の効率化等を図りまして、関連車両、工事用車両の台数が約1,000台から約400台に減少しております。その関係で予測を下回ったと考えてございます。

「騒音・振動」。

「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動」ですけれども、こちらにつきましても騒音 につきましては、予測結果、それと予測結果と同程度、また勧告基準は下回ってございます。

振動レベルにつきましては、最大値が39dBということで、予測結果、53dBを下回ってございます。

下回った理由なのですけれども、こちらは建設工法としまして、逆打工法を使ってございます。そのために、地上部以外に地下部あるいは躯体部等で建設機械が稼働したために、振動が直接地盤面を伝わらなかったのが原因と考えてございます。

「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動」でございますが、騒音レベル自体、予測 と同程度。

振動レベルにつきましては、昼間46dB、夜間38dBということで、予測結果を下回ってござ

います。

こちらの予測結果を下回った理由は、大気汚染の工事用車両と同じで、工事用車両の台数の減少が原因と考えてございます。

「廃棄物」についてですが、19ページの表をご覧ください。

「撤去建造物等」のところで、アスファルト・コンクリート塊、これが予測では1万900 t だったものが、発生量が2,979tということで、予測を大幅に下回ってございます。

これなのですが、予測時、アスファルトの厚さを大体30cmで予測したのですけれども、実際にはそれよりも薄い厚さであったということで、事後調査結果が減少してございます。

逆にコンクリート塊、こちらにつきまして、予測では227tだったのが、2,323tということで増えておりますが、こちらも逆打工法を使用したことによりまして、仮床を設置するため捨てコンクリートが出たために多くなっているという状況でございます。

それと、建設工事等の廃棄物等ですけれども、こちらはそれぞれリサイクル率が出ておりますが、全体でのリサイクル率が96.3%となってございます。

金属くずにつきましては、予測時、333tだったのですが、発生量が0tになっておりますが、 これは金属くずにつきましては、全部有価物として売却したということで、廃棄物としての 取り扱いはしてございません。

「苦情」についてですけれども、大気汚染1件、騒音6件、廃棄物1件、電波障害1件の苦情がございます。大気汚染の苦情ですが、強風時に砂埃が舞ってきたということで、散水等をすることによって防止に努めてございます。また、騒音については、工事音やサイレンの音がうるさいという苦情でしたので、その原因となります音の発生源、こういうものを説明して、またサイレン等につきましては、音量を小さくするということで苦情者の御理解を得ております。廃棄物についての苦情なのですが、これは工事作業員が路上にごみを捨てたということで、これにつきましては、朝礼等で作業員に厳重に注意をして徹底を図っているということでございます。

「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」については以上です。

続きまして、20ページ「立川基地跡昭島地区土地区画整理事業」についてです。

こちらが「事業の種類」ですが、土地区画整理事業ということで、計画地ですが、昭島市 福島町、築地町、中神町それと立川市泉町の一部でございます。

施行面積ですが、約66.1ha、工事期間ですが、平成25年度から平成28年度を予定してございます。

「事後調査の区分」ですが、工事の施行中その2ということで、2回目の報告でございます。

「大気汚染」についてですが、建設機械の稼働に伴います二酸化窒素、それと浮遊粒子状物質、いずれも予測を下回っております。

また、それぞれ環境基準、こちらも参考で環境基準と比較しますと、こちらも下回ってございます。

「騒音・振動」についてですが、建設機械の稼働に伴います騒音レベル、こちらは事後調査結果が60dBであり、予測結果、それと環境確保条例の勧告基準を下回ってございます。

それから、振動レベルですが、事後調査結果が35dBということで、予測結果、こちらがまた環境確保条例の勧告基準を下回ってございます。

こちらの予測を下回った理由ですけれども、事後調査計画、こちらの薄い冊子になりますけれども、こちらの24ページをお開き下さい。

24ページ、こちらが建設機械の配置図になるのですけれども、これとあわせて28ページを ご覧いただきたいのですけれども、28ページが予測時の機械の配置図になってございます。

こちらを比べてみますと、やはり建設機械の台数が減っているということと、あとは敷地 境界付近での建機の稼働が減っている。また、大きなところでは、28ページでは、三角を赤 い丸でくくった記号があるのですけれども、これが大型ブレーカなのですが、実際、24ペー ジを見てみますと、大型ブレーカは使わずに、代わりにコンクリート破砕機を用いたことに よりまして、騒音・振動等が抑えられていると考えてございます。

続きまして、本日の資料20ページに戻ります。

「水質汚濁」についてですが、一応、こちらは当初予定では、雨水が発生した場合には、 沈砂等を通して、その後、残堀川に放流するという予測だったのですけれども、雨水につき ましては、全て雨水浸透率の高い敷地内で直接土壌に浸透させておりまして、残堀川への放 流は行ってございません。

そのため、残堀川での浮遊物質量に対する影響はなかったと考えてございます。

「土壌汚染」についてですけれども、こちら土壌汚染が確認されているのですが、環境確保条例、それと土壌汚染対策法、これに基づく調査等を行いまして、適切に処理してございます。

処理内容等、処理経過等につきましては、報告書の38ページの表に示すとおりでございます。

38ページの表をご覧いただきたいのですが、こちらにつきまして、真ん中のところで法令

関連の「指定区域解除告示」というところを見ていただきたいのですが、グレーで記載されている部分が処理済みのところ、空欄の部分につきましては、今年度中に完了する予定の地域でございます。

続きまして、本日の資料21ページに戻りまして、「廃棄物」をご覧ください。

「廃棄物」の表ですけれども、コンクリート塊が予測結果で1万1,500tが1万5,177tと予測を上回ってございます。これはコンクリート塊の増えた理由ですけれども、やはり予測時ではちょっと想定できなかった地下構造物、要は地下構造物ですので、目で見たときに見えませんので、掘ってみたら出てきたというコンクリートが結構あったということでございます。

それと木くずの発生量が予測900tに対して2,546tということで、これは予測のときには大きな木を中心に予測をして、小さな木のことは考慮していなかったのですが、意外と小さな木が多かったということで発生量が多くなってございます。

苦情は特にございません。

続きまして、22ページ「豊洲新市場建設事業」でございます。

こちらは「計画地」、江東区豊洲六丁目地内ということです。

「工事予定期間」ですが、平成23年度から平成28年度、供用開始予定ですが、平成28年度 ということで、もう新聞情報等にもありますが、平成28年11月に開設予定でございます。

「事後調査の区分」ですが、工事の施行中その4でございます。

「大気汚染」。

土壌汚染の掘削・処理等及び汚染地下水の処理等に伴います大気汚染ですが、こちらは土 壌汚染対策に伴いまして、空気中に飛散している物質等があるかどうかを調べているもので ございます。

土壌汚染対策は、平成26年10月で終了してございます。

こちらはベンゼン、シアン化水素、水銀いずれも予測を下回ってございます。

または、ベンゾ (a) ピレン、こちらは調査地内の平均値が0.19 ng/m³から0.50ng/m³ということで、一応、春及び夏につきましては、自主管理値の中濃度域、秋につきましては、低濃度域の範囲でございました。

トルエンにつきましては、こちら自主管理値を下回ってございます。

土壌処理プラント、それと養生テントが設置されていたのですけれども、こちらは日常管理結果におきましては、特にそれぞれの項目について、異常な値は見られてございません。

建設機械の稼働に伴います二酸化窒素についてですけれども、こちらは期間平均値が

0.023ppm~0.027ppm、各期間の最高値が0.031ppm~0.039ppmということで、予測を下回って ございます。

浮遊粒子状物質につきましても、予測と同程度かそれを下回っている状況でございます。

工事用船舶の航行に伴います二酸化硫黄、やはり船舶はまだエンジンが余り低環境化に適していないということで、二酸化硫黄が出るということで測定しているのですが、こちらにつきましても予測を下回っている状況でございます。

工事用車両の走行に伴います二酸化窒素についてですが、こちらは期間平均値が0.023ppmから0.028ppm、期間中の最高値、日平均ですが、0.040ppm~0.015ppmということで、予測結果と同程度かまたは下回ってございました。

23ページ、「騒音・振動」ですが、工事用車両の走行に伴います騒音ですけれども、61dB ~68dBということで、予測結果と同程度、騒音・振動につきましては、調査結果が39dB~50 dBということで、予測結果(43dB~55dB)と同程度か下回っている状況でございます。

続きまして「5 土壌汚染」についてですが、先ほども御説明しましたが、土壌汚染対策は、 平成26年10月で終了してございます。その関係で、今回の報告書は、この土壌汚染開始時か ら終了時までの全ての結果をまとめてございます。

盛土の安全性調査、こちらが平成24年7月から平成26年6月まで行っておりますが、合計209 地点(257検体)で指定基準の超過が確認されてございます。

これらにつきましては、仮設土壌処理プラントで処理いたしまして、その処理しました土 壌は、全ての調査項目で指定基準を下回ってございます。

噴砂に伴います土壌の安全確認調査、これは平成24年4月から平成25年6月で行っているのですが、30区画(127検体)の調査を行いまして、6区画(8検体)で環境基準の超過が確認されてございます。

超過された土壌につきましては、土対法に基づき適切に処理を行ってございます。

「地盤、水循環」についてですけれども、こちらは報告書の82ページをご覧ください。

82ページにありますNo.1、No.2、この四角の2地点で地下水を測定してございますが、変動の幅が83ページが地下水位の変動のグラフでございますけれども、変動の幅が1m~2mということで、ほぼ工事の、これが降水と連動しているということで、工事の影響はほぼないと考えてございます。

「廃棄物」についてですが、報告書の95ページをご覧ください。

まず、表-68ですが、地中障害物の撤去ということで、コンクリート塊、予測では8万4,000

㎡でしたが、実際事後調査では、コンクリートがら10万930㎡ということで、予測よりも増えてございます。これにつきましても、想定外の地下構造物があったために、やはりコンクリートがらが増えているという状況でございます。

96ページ、表69をご覧ください。

こちらが地上部分の建築工事ということで、その3までの報告書は主に土壌汚染対策工事ということで、地上構造物の建築は始まっていなかったのですけれども、今回の報告から地上部分の建設工事が出てきております。

まだ始まったばかりですので、予測結果と実績を比べることはまだちょっとできないのですけれども、例えば、コンクリートがら等を見てみますと、予測、3,982.7tに対しまして、発生量は860.2tということはまだまだ少ないのですが、一応、再利用率は100%ということで、それぞれの項目で再利用率100%を目指して廃棄物の処理等を行ってございます。

「苦情」等については、特にございません。

続きまして、24ページをご覧ください。

「東京都市計画道路環状2号線(港区新橋~虎ノ門間)建設事業及び環状2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」ということで、環状2号道路とそれに付随します再開発事業でございます。

「事業の種類」としましては、道路の新設でございます。

規模ですが、「環状2号道路事業」についてですが、こちらは延長が1.4km。

構造ですが、平面部が約0.43km、トンネル部分が約0.97kmでございます。

「工事予定期間」は、平成17年度から平成27年度ということで、今年度中の終了を予定してございます。

一応、こちらの道路につきましては、道路部分は一部供用済みということで、現在の歩道 部分等の工事を行っている状況でございます。

「新橋・虎ノ門市街地再開発事業」ですが、こちらは工事期間は平成15年度から平成22年度ということで、既に供用済みでございます。

「事後調査の区分」ですが、工事の施行中その7でございます。

【道路事業】についてですが、騒音・振動レベルですけれども、まず、地上道路部の工事、 騒音レベルですが、最大値が65dB~73dBということで、予測一部の工区で上回ってございます。

これは上回った理由ですけれども、路盤工におきまして、ブルドーザーにより路盤整地の

際の音、これはちょっと予測のときに想定できなかったのですが、この音によって予測が上 回っていると考えてございます。

換気塔の工事ですけれども、こちらが予測が73dBで、予測結果70dBを上回ってございます。 こちらについては、報告書の43ページの図をご覧ください。43ページ、図4.2-4 (14) ということで、換気塔の躯体工事ですが、換気塔が赤の点線で囲まれております中にありますグレーの四角の部分なのですけれども、その上に「関連事業(Ⅲ街区) (工事中)」というのがあるのですけれども、こちらも同じくこの道路の関連事業なのですが、こちらの騒音の影響で予測を超えてしまったと考えてございます。

本日の資料24ページにお戻りください。

「振動」についてですけれども、振動については「地上部道路区間」、「換気塔」の工事、いずれも予測を下回ってございます。

25ページ「地盤」についてですけれども、こちらについて、地盤の変動幅ですが、-9mm~+9mmで、地盤及び地形変形にはほとんど影響がなかったと考えてございます。

「水循環」ですが、被圧地下水位につきましては、こちらA.P.-1.8m付近でほぼ一定の状態で、工事前の水位と同程度でございました。

不圧地下水位につきましても、こちらもA. P. -2.5m付近でほぼ一定ということで、こちらも 工事前の水位と同等ということで、従いまして、被圧地下水と不圧地下水は、地下構造物の 周り廻りこんでいるということで、流動阻害はなかったと考えてございます。

【再開発事業】の「水循環」ですが、こちらにつきましても、被圧地下水、不圧地下水いずれもほぼ一定の付近で安定しておりまして、先ほどの道路事業と同じですが、地下水の流動阻害は確認されてございません。

「苦情」についてですけれども、大気汚染について2件、騒音・振動について3件の苦情や 問い合わせ等がございました。

大気の苦情については、やはりこれはアスファルト材というか、そういうちりの飛散ということで、こちらについては、清掃等を徹底することによって、飛散防止を努めてございます。

騒音・振動についてですが、やはりこちらのコンクリートの塊の破砕音がうるさい等の苦情なのですけれども、その実はコンクリートの固まりを破砕する場所が、ちょっと苦情者の方の事務所の近くだったということで、工事区域内の別の場所に移して破砕を行って、騒音の発生を防止してございます。

いずれにつきましても、苦情者に御説明しまして、理解を得られて、その後、苦情は寄せられてございません。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、変更届のほうを御説明させていただきます。 26ページをご覧ください。

「西品川一丁目地区再開発計画」でございます。

「事業の種類」は、高層建築物の新築。

ちょっとお手元の変更届のほうをご覧いただきたいのですけれども、お開きいただきまして、2ページに位置図がございます。

北側に大崎駅がありまして、その周辺はかなり再開発が進んでおりますけれども、そのや や南東側、線路に挟まれた部分、網かけしている部分が今回の「西品川一丁目地区再開発計 画」ということです。

さらにおめくりいただいて、5ページに配置計画図がございますけれども、こちらの既存の建築物を壊して、A棟、B棟ということで、2棟を建設する計画となっております。

それでは、本日の資料26ページにお戻りいただきまして、「規模」ですけれども、敷地面積は約3万400㎡、延床面積は約21万8000㎡、最高高さは約114m、主要用途は業務、住宅、工場、駐車場等です。住宅戸数は、約400戸、駐車場台数は約690台。工事予定期間は、平成25年度から平成29年度ということで、供用開始は平成29年度を予定してございます。

「変更理由」ですけれども、当初は、先ほど5ページで見ていただいたA棟、B棟を同時に建てる予定だったのですけれども、B棟のほうの権利変換の関係で、若干、延びている関係から、B棟の解体が若干延伸するということで、そのためA棟のみ先行して新築をして、B棟については、そちらの権利変換の関係の手続が済んで、戸建住宅の解体後に新築着工するということで、工事予定期間が若干延びるという変更でございます。

なお、仮設工事、解体工事等の工事内容には、一切変更はございません。

「2 主な変更内容」ですけれども、工事予定期間の変更ということで、6ヶ月延伸するということでございます。

「環境影響評価項目の再評価(見直し)結果」ですけれども、今回、事業の延伸に伴って 検査機械の台数の山積みを若干見直したところ、浮遊粒子状物質の排出量が若干増えるとい うことで、予測・評価の見直しを大気汚染については行っておりますけれども、ほぼ同程度 ということ。変更届の28ページを見ていただきますと、評価の結論が出ておりますけれども、 一番下に表がございまして、上が二酸化窒素、下が浮遊粒子状物質ですけれども、二酸化窒 素は変わらず、浮遊粒子状物質は最終的には日平均値の2%除外値が0.002mg/m³上がるということで、若干上がる程度で環境基準を下回っていることから、予測・評価の結論は変わらないということでございます。

続きまして、本日の資料の27ページ、「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線(府中市 武蔵台~国分寺市東戸倉間)建設事業」でございます。

こちらについても、本日の変更届の概要を見ていただきたいのですけれども、まず、2ページをご覧いただきますと、こちらの中央の太い点線部分が本計画道路でございまして、北側の五日市街道から南側の多喜窪通りまで、国立駅の東側、西国分寺駅の西側、こちら、新しい道路をつくるということでございます。

中央線、西武国分寺線と立体交差をする予定になってございます。

それでは、本日の資料27ページにお戻りいただきまして、延長につきましては、約2.5km、 車線数は往復4車線、道路幅員は標準の場所で36mです。供用開始は平成27年度ということで、 今年度この変更が終わって、変更内容を反映させた工事をやって供用開始する予定となって ございます。

変更理由ですけれども、国分寺市長または地域住民からの意見や要望等を勘案し、事業計画を見直す。また、工事契約不調により事業工程を延伸するということで、市や地域住民からもともと遮音壁の高さが1mまたは1.5mで予定されていたのですけれども、余り高くすると、地域が分断されたりですとか、あとは店舗利用、看板が見えなくなってしまうという御意見もあったようで、なるべく遮音壁はなくすか低くしてほしいという御意見を踏まえて今回の変更となってございます。

それから、またちょっと恐縮ですけれども、変更届のほうをご覧いただきまして、5ページをご覧いただきたいのですけれども、ちょっとA3の見開きで大きい図ですけれども、こちらが全体の図になっておりまして、左側が南側で右側が北側ですけれども、南側からいきますと、平面部がありまして、中央線とはオーバーで交差すると。それからまた平面部がずっとありまして、西武線とアンダーで交差して平面部ということで、大部分は平面部なのですけれども、こちらの平面部の遮音壁を基本的には低くすると。騒音等、大気等に影響がありますので、そのかわりに二層式の排水性舗装、もともと一層式を予定していたのですけれども、こちらを二層式にしまして、騒音の低減を図っていくということでございます。

あわせまして、オーバーパス部とアンダーパス部につきましても、特にオーバーにつきま しては、オーバーの部分から視線というか、建物の中が見えてしまうということもあります ので、目隠し板を設置してほしいという要望も踏まえまして、遮音壁を高くした部分ですとか、あわせてアンダーパス部の構造についても若干の変更をしておるところでございます。

それでは、本日の資料、27ページにお戻りいただきまして、2番「主な変更内容」ということで、今、御説明させていただいたとおり、舗装種類、遮音壁高さ、吸音処理等を変更してございます。

(2) としまして、事業工程、オーバーパス部分の事業工程を約1年間延伸するということで、これはあくまでオーバーパス部だけでございまして、全体の工事工程は、工事期間の最後については変わるものではございません。

「環境影響評価項目の再評価(見直し)結果」ということで、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観の5項目について予測・評価の見直しを行いましたが、遮音壁の高さが若干低くなる程度ということで、騒音につきましても、基本的には二層式排水性舗装にするということで、おおむねほとんど予測の結果は変更前と同程度であることから、評価の結論の変わらないとしてございます。

それでは、続きまして、28ページ「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業」でございます。

「事業の種類」はふ頭の新設でございます。

こちらも最初に、本日の変更届をご覧いただきまして、4ページ、5ページ、ちょうど先日、 Y3というお隣の5ページの黄色い点線の南側の事業が諮問されたところでございますけれど も、この案件はその北側のY2と呼ばれている事業でございます。

場所は、4ページでいきますと、中央防波堤の西側の岸壁に沿った部分、5ページで行きますと、そちらに西側から泊地、岸壁、ヤードを整備しまして、東側にこのヤードに行く道路を整備するという事業でございます。

それでは、本日の資料の28ページに戻りいただきまして、規模としましては、大水深コンテナふ頭(延長400m、奥行500m、水深-16m)ということで、記載のとおり、岸壁、ヤード、道路、泊地を整備するものでございます。

工事期間は、平成23年度から平成29年度でございます。

変更理由としましては、コンテナヤードの整備に当たり、詳細なゲートの位置ですとか、 コンテナを置く場所のレイアウトなどについて、ヤード利用者の意向を踏まえた計画とする ための調整に若干時間を有したことから、工事工程を見直すというものでございます。道路 整備につきましては、工程精査した結果、若干、工程の見直しが必要になったということで ございます。

「主な変更内容」につきましては、工事期間が変更前が平成23年度から平成28年度、関連事業が平成20年度から平成28年度だったのが、いずれも平成29年度まで1年間延びるというものでございます。

「環境影響評価項目の再評価(見直し)結果」につきましては、今回の変更においては、 工事期間及び供用開始が延びるということであって、工法・規模等の予測条件に変更がない ことから、予測・評価の見直しは行わないということでございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

通して説明していただきましたが、今、御説明いただいた内容につきまして、御質問、御 意見等がございましたら承ります。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 首都圏中央連絡道路についてなのですが、163ページをちょっと見ていただければいいのですけれども、この表7.8-3、等時間日影の表なのですが、用途地域が第一種住居専用地域、無指定地域となっていますけれども、これは前の都市計画法上の用途地域ですので、これは平成4年に新しく変わっていると思うのですね。それで、8ページ、9ページを見ていただいて、この部分の高さが高くなっている。2.5m上がっているわけですね。そうすると、何らかの形で変更が行われているわけで、それで変更とこちらの手続がリンクしているかどうかちょっと分からないのですけれども、今のをちょっとどこでその高さが上がったかというのがちょっと見えないのですが、いずれにしても平成5年以降ということになっていますので、そうすると、その段階で用途地域が変わっているとすれば、予測・評価もその形で行わなければいけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そのことが何も書かれていなくて、その旧の法上のものでやっているわけですね。そのあたり、ちょっと御確認いただければと思うのですけれども、場合によっては違法なことがされている可能性があるので。

○佐藤アセスメント担当課長 ちょっと平成5年から8年ぐらいの、多分、そこで出ているかどうか、ちょっと変更届の内容については確認させていただきまして、通常ですと、建物構造物等の高さが変わって、環境影響評価に大きな影響がある場合には確実に変更届をもらっているのですが、例えば、多少、5mぐらい上がったとしても、景観も変わらない、ほかの影響がないということであれば出す。

- ○平手委員 そこは微妙な状況のところなので。
- ○佐藤アセスメント担当課長 ここは微妙なところだと思いますので。
- ○平手委員なので、そうするとちょっとまずいのではないかと。
- ○佐藤アセスメント担当課長 その辺ちょっと過去の経緯について確認させていただきたい と思います。

ただ、工事内容が変わると必ず出てきているという状況でもございませんので、多分、そのとき、どういう扱いにしたのかについて、ちょっと確認させていただきます。

○片谷審議会会長 これは随分昔のことですけれども、資料を引っ張り出すのは大変でしょうが、場合によっては非常に重要な問題かもしれないので、事務局でよく確認をしてください。

ほか、いかがでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 最後から2つ目の国分寺の遮音壁を低くしたという、騒音が増える心配があるのですけれども、舗装を低騒音のものにして、遮音壁を低くした。その舗装で下がる分と遮音壁で上がる部分を差し引きで、ちゃんと検討してやられているのでしょうかというところを確認したいのです。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは変更届の18ページをご覧ください。

その前に、4ページを、まず、ご覧いただきたいのですけれども、右側の5ページ、先ほど説明しましたとおり、①から⑦まで断面をとっておりますけれども、それぞれの断面でどうなったかというので、例えば①ですと、一層式から二層式にすると。遮音壁は1.0mから0.8mに下げるということで、高さ自体はそんなに下がりはしないのですけれども、二層式のほうがかなり効果が大きいということで、予測をしているのが、予測の結果が18ページにございまして、予測に用いた補正につきましては、17ページのほうに二層式の排水性舗装の補正ということで、赤枠に囲ったような式で補正をしておりまして、これとあとは遮音壁が低くなったことを踏まえて、予測を見直した結果が18ページにございます。

ちょっと数字がたくさん書いてあって、ちょっと分かりにくいのですけれども、①③④⑤ ⑦、こちらは平面部になりますけれども、遮音壁を低くした部分ですね。こちらはもう全て 下がる方向になっているということで、上がっているところはほとんどございません。

ということで、一応、予測上も下がるというのを確認されておりますので、こういった結果になっている次第でございます。

○坂本委員 ただ、排水性舗装は、目詰まりで性能がだんだん落ちてくるので、ちょっと気をつけていただきたいなと思うのですけれども、遮音壁は回折、物理現象によって騒音低減を図るので、ずっと効き目は変わらないのですけれども、舗装については、汚れると、詰まると性能はどんどん落ちていくのでというところが結構気になります。

○宇山アセスメント担当課長 ありがとうございます。

一応、またこれは事後調査にも出てきますので、そのときに報告させていただくのと、あとやはり、これはスタートがやはり地元の方からなるべく低くしていただきたいというところもございますので、あわせてそこら辺も事後調査で確認して御報告させていただきたいと思います。

○片谷審議会会長 ほかに。守田委員、どうぞ。

○守田委員 首都圏中央連絡道路の件なのですけれども、本日の資料の17ページのところの 地形・地質のところで、「トンネル付近の地下水位に大きな変動がみられず」という記述が あるのですけれども、この報告書のほうの126、127ページのところを見ていただきたいので すけれども、そこにトンネルと坎井の位置とそれからデータがあるのですけれども、まず事 後調査報告書なのですけれども、127ページのデータというのが、平成19年7月から平成20年6 月の1年のみなのですよね。

だから、工事は、平成24年3月供用は開始しているのですけれども、何でこの1年だけ捉え たかというのがちょっとよく分からないのと、あと坎井の位置が126ページを見ますと、トン ネルからかなり離れて余り関係ない位置ではないかと思えるのです。

だから、こういう離れた位置で、しかもある1年分だけ出て変動がないと言っているのがさっぱり分からないというか、ちょっと要するに分からないのですよ。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、今回の調査の期間でございます。

これは工事の完了後ということで、あと工事の施行中も、当然、それぞれの地区で地下水 位のデータをとっておりますので、この期間だけということではございません。

これはあくまで工事が完了した後、1年間のデータということでここに示しております。

それで、工事が終わった後、1年間、安定しているので問題ないという判断にしてございます。

当然、工事の施行中、増減結果はありましたので、それについてはちゃんとその段階の工事の施行中の報告書の中で報告してございます。

あと場所について離れ過ぎているのではないかという点につきましては、すみません、な

ぜここを調査地点にしたかというのを、ちょっと事後調査計画書等を確認しないと分からな いのですけれども、それは確認させていただきます。

- ○守田委員 観測、体制とか、あと工事後の関係とか、そういう情報が全くないものですから、ちょっとこれはほとんど判断できないということですね。
- ○片谷審議会会長 では、それは事務局で御確認いただくということでお願いします。 ほかいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 本日の資料の19ページで、大久保三丁目西地区の件なのですけれども、本日の資料の19ページの表に、廃棄物のところで、「資源化量・有効利用量」というのが出ているのですが、何度か建設発生土について指摘をほかの案件でもしているのですけれども、建設発生土の有効利用量というのは出てきたものの、再利用ではなくて、関連するリサイクル計画などに出てくるのは、使っている建設用の土が残土かどうかという話をしています。

ですので、建設発生土に関して、ここは100%と書いてあるものが何を指しているのかが分からなくて、これは事後調査報告書の本体の66ページなどを見ても、全く何も記載されていないので、これをまだ今後、まだ施行中その1で、今後、事後調査報告がまた出てくると思いますので、きちんと定義を明確にした上で、再資源の話をしているのか、有効利用の話をしているのかということを明確にしていただきたいということと、もし、出てきたものの、再利用の話をしているとすると、この62ページとか66ページの表現を見ると、処分をすると本文では用語を使っていますので、そのあたりについても、今後、正確な記載にしていただくように御指導いただければと思います。

- ○佐藤アセスメント担当課長 今の藤倉委員の御指摘につきましては、今後、この案件、そのほかの案件も含めまして、ちょっと表現等を検討させていただきます。
- ○片谷審議会会長 ほかにいかがでしょうか。 池本委員、どうぞ。
- ○池本委員 豊洲の件なのですけれども、96ページのところで、まだたしか進行中というお話で御説明いただいたところかと思うのですけれども、再利用率の関係で、予測と実績とでほかのものを見ていると、大体そんなに離れていないかなと思うのですが、建設混合廃棄物に関して、結構、差があるようなのですけれども、このあたりでもし追加で説明いただくようなことがあれば、お願いできたらと思いまして、お話しさせていただきました。
- ○佐藤アセスメント担当課長 96ページの表ですが、建設混合物につきまして、一応予測が

4,214.7t、今回の発生量が212.7tということで、少ないということですか。

- ○池本委員 率のほうですね。再利用率のほうで。
- ○佐藤アセスメント担当課長 再利用率。予測としまして、52.9%が22%ということで低いということで、これにつきましては、確認いたします。ただ、まだ今回、第1回目の報告で、今後、続いていくということで、ちょっとこの値について細かく精査していないのですが、確かに混合廃棄物のところだけは予測と比べると特異的に低いですが、ちょっとこの理由については確認いたします。
- ○片谷審議会会長 よろしいでしょうか。 谷川委員、どうぞ。
- ○谷川委員 大久保三丁目の西地区の開発事業のところで、汚染土壌が出たということで、 その多くは74ページのほうに処置は出ているのですけれども、当初、なぜ予想されたことは なかったと思われるので、その出てきた理由というものをどこかにやはり明記しておいてい ただければと思います。

今後、こういう事後調査のときに、なぜそこに出てきたのか、調査したけれども、不明であったら不明でしようがないと思いますけれども、その理由、それからあともう一点、汚染土壌と関連して、立川基地跡の昭島地区の土地区画整理事業のところですけれども、これにつきまして、その2になっていますけれども、汚染土壌がいろいろ出てきたというのは、その1のほうに報告されていたのでしょうか。

といいますのは、ここの報告書のところに、処置は書いてあるのですけれども、どのぐらいの汚染状況になっていたのか、あるいは地点がどうだったかという、そういう詳細なデータがこの報告書には出ていなかったものですから、既にその1のほうに書いてあれば、それに継続して、こういうことをやったよということであれば構わないのですけれども、そのあたりの報告書の記述の詳細度、その辺のところをもう少し御検討いただければと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、大久保三丁目につきましては、これはその1ということ で今後も出てきますので、土壌汚染の理由についてちゃんと分からないなら分からないとちゃんと記載させるようにいたします。

立川基地なのですが、今回はその2の報告なのですけれども、その1につきましては、ほとんどが地上部の木の伐採をしているということで、その処理量の報告だけで具体的な土壌汚染があったという事実は報告を受けているのですが、その1についての場所とか細かいデータは出ていません。

ですので、谷川委員の御指摘のあったとおり、単に処理したから問題がないよというのではなく、どこでどういうものが起きたかというのは、これはちょっとこの後の報告書がありますので、そちらのほうで補完させていただきたいと思います。

○片谷審議会会長 事後調査報告書はなかなか余りつくり方のルール的なものが、はっきり したものがないので、記載しておいてほしいことが記載されていないというのも、ポツポツ と出てくるというのが問題点かと思いますが、これで終わりでない案件であれば、次の報告 書のときに追加記載ということを求めるということで対応していただければと思います。

では、ちょっと予定の時間を超過してしまいましたので、この辺でこの審議は打ち切らせていただきたいと思います。

特段、どうしても発言しておきたいというようなことがあれば承りますが、よろしいでしょうか。

では、これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。 どうもありがとうございました。

(傍聴人退室)

(午後0時10分閉会)